

AC 自助グループ「いやし・は〜と」会則

第1条（名称）

この会の名称は、「AC 自助グループ「いやし・は〜と」」とする。

第2条（目的）

虐待など、安心感を持ってない家庭環境等で育った AC(アダルトチルドレン)が集い、お互いの成育環境や現状を、語りあい、情報交換などしていく中で、互いにエンパワーしあい、繋がりを持ち、これからの人生を、少しでも安心し、充実したもののできる事を目的とする。

また、虐待、DV、各種ハラスメント、貧困、宗教2世、性教育などを、広く人権問題ととらえ社会啓発していくことで、私達の下世代が、より安心して生きやすい社会になる事を目指す。

第3条（事務局所在地）

代表の住所と同じとする。

第4条（会員）

自分が AC である（又は AC であった）当事者で、当会の目的に賛同し、そして、他の参加者の心身の安全を守れる方はどなたでも参加可。

会費は毎回、自由献金（任意の、ごく少々の金額）として集金し、会の運営に充てる。

第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

- ・代表—1名、
- ・副代表—状況に応じ若干名

各役員の任期に関して、現時点では定めていないが、必要に応じ、代表と参加者の協議により定める事ができる。

第6条（代表）

代表は、この会の目的や基本理念に則り、参加者が安心して自己の問題に向き合えるように、そして、自助グループとして最大限の機能を果たすよう、細やかな配慮をする。

副代表は、代表と意思疎通を図りながら、補佐を行う。

第7条（運営）

原則、月2回(第2・第4日曜日)自助会を開催。

会の活動年度は、毎年4月1日～3月31日とする。

第8条（会則の変更）

この会則は、代表、副代表、参加メンバーの話し合いにより、変更する事ができる。

附則

この会則は、2020年1月12日から適用する。